

## 役場職員の副業について

役場職員は地方公務員法の規定により、任命権者（小平町の場合は小平町長）の許可を受けなければ、副業（営利企業等に従事）をすることができないよう制限されています。

近年、国や民間において働き方改革が推進され、全国の各自治体でも地域貢献を通じた副業に関する基準を明確化する動きが活発化しています。

町としても、職員の積極的な地域貢献活動を促進するため、令和6年4月1日から職員の副業に関するルールを運用します。

### 【役場職員の副業ルールの概要】

#### ■副業ルールの視点

- ・職員が勤務時間外に地域貢献に参加することで、地場産業や地域への理解を深める
- ・地域貢献を通じて町民との交流を重ね、信頼関係を築くことで職務遂行に役立てる

#### ■対象となる活動

- ・地域の発展、安心・安全の確保に貢献する活動
- ・教育、芸術、文化、スポーツ等の発展、活性化に寄与する活動
- ・その他、任命権者が特に認めるもの

#### ■副業を許可する基準

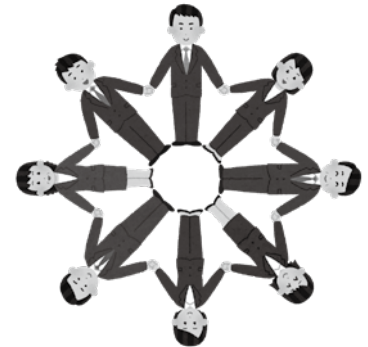
次の「全ての項目」に当てはまること

- 副業する日  
勤務のない日または勤務のある日は時間外
- 副業の報酬額  
地域貢献活動の範囲として認められる金額
- 副業する活動先  
町との間に特別な利害関係が発生する可能性がなく、職務上の公平性を損なう可能性がない活動先
- その他の事項  
・地域の発展、活性化に寄与する活動であること  
・職務の遂行に支障を及ぼす可能性がないこと  
・信用を失う行為が発生する可能性がないこと  
・法令に反する活動ではないこと

今後、役場職員は許可を得た上で、地域貢献につながる副業を行う場合があります。

町民の皆様には、ご理解とご協力をいただくようお願いします。

◎問合せ先 総務課庶務係（内線 206）



## 小平町生活応援券を配布します！

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による町民の負担軽減と、消費による町内事業者への支援のため、全町民に「小平町生活応援券」を配布します。

■対象者 令和5年12月1日時点において、小平町の住民基本台帳に登録のある方。

■配布期間 1月中旬から準備ができ次第郵送します。（世帯分を世帯主に郵送いたします）

■応援券の額 応援券の額は1人あたり1万2千円  
（1枚1,000円の小平町商工会の生活応援券12枚を1人分とします）

■有効期限 令和6年3月10日まで

◎問合せ先 経済課商工水産係（内線 224・267）



## ゆったりかんバス送迎運行表

1月の無料送迎バス運行日は  
24日・31日[水曜日]

鬼鹿方面		白谷・小平方面		本郷・平和・寧楽・達布方面			
停留所	時刻	停留所	時刻	停留所	時刻	停留所	時刻
鬼鹿小学校前	9:55	旧白谷寿の家前	10:35	※達布活性化センター前	11:10	小平浄水場	11:30
鬼鹿郵便局前	9:58	商工会前	10:38	旧寧楽小学校前	11:20	新興団地入口	11:35
ローソン鬼鹿前	10:00	役場前	10:40	平和共栄橋前	11:25	除雪センター前	11:36
第1広富バス停	10:05	小平小学校前	10:42	富里ライスセンター前	11:26	ゆったりかん着	11:40
ゆったりかん着	10:20	ゆったりかん着	10:45				

鬼鹿・白谷・小平方面お帰り時刻 14:30

本郷・平和・寧楽・達布方面お帰り時刻 15:30

※達布活性化センター前は予約制といたします。達布支所(☎58-1111)またはゆったりかんフロント(☎56-9111)に運行日の午前9時までにお電話いただいた場合のみ送迎いたします。

◎問合せ先 経済課商工水産係(224・267)